

保護者様

新発田中央高等学校長

関矢伸雄

学校感染症の出席停止について

お子さんが現在かかっている、かかっている疑いがある病気は、学校保健安全法により、他の生徒にうつるおそれのある期間は出席できません。医師の診察を受け療養させてください。「出席停止期間」は欠席扱いにはなりません。「出席停止期間」が経過しましたら、『学校感染症治癒証明書』を医師に記入していただき、登校させてください。治癒証明書の発行は医療機関のご厚意により無料のところもありますが、診断書と同様にみなされ有料となるところもありますのでご承知おきください。

出席停止となる学校感染症

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

担当医様

学校感染症治癒証明書の記入について(お願い)

現在かかっている疾病が治癒又は、他の生徒に感染するおそれがないと認められましたら、保護者または生徒に「登校可」の旨をお伝えいただき、下記の証明書によりお知らせくださいますようお願い致します。

学校感染症治癒証明書

受診生徒	新発田中央高等学校 年 組 氏名
病名	
診断日	平成 年 月 日
上記の生徒の疾病は治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。	
出席(登校)してもよいと認められる日: 平成 年 月 日から	